

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会
令和8年2月定例会

令和8年2月12日（木）午後3時30分開会

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号
松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部を改正する条例
- 議案第2号
松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例
- 議案第3号
令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第4号
令和8年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算
- 第4 議案第5号
監査委員の選任について
- 議案第6号
公平委員会委員の選任について
- 第5 総括質疑

出席議員（18名）

1 番	齊 藤 正 法	2 番	羽多野 美 映
3 番	清 澤 あゆみ	5 番	古 池 美佐江
6 番	清 沢 正 毅	7 番	小 林 弘 之
8 番	福 澤 倫 治	9 番	新 居 禎 三
10 番	春 日 仁	11 番	大 池 俊 子
12 番	大 月 民 夫	13 番	村 林 淳一郎
14 番	小 出 敏 裕	15 番	古 川 良 治
16 番	塩 原 資 史	17 番	吉 村 幸 代
18 番	神 津 ゆかり	19 番	こ ば 陽 子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者 臥 雲 義 尚
副 管 理 者 小 林 弘 幸
教 育 長 曾 根 原 好 彦
教 育 委 員 百 瀬 司 郎
教 育 委 員 清 沢 郁 恵

副 管 理 者 百 瀬 繁 寿
副 管 理 者 伊 佐 治 裕 子
教 育 長 大 池 昌 弘
職 務 代 理 者
教 育 委 員 平 林 昌 廣
中 学 校 長 藤 松 隆 雄

事務局職員出席者

事 務 局 長 赤 羽 志 穂
事 務 局 次 長 小 西 え み
事 務 局 次 長 布 山 明 彦
次 長 補 佐 降 旗 基
次 長 補 佐 堀 金 孝 志
次 長 補 佐 横 山 盛 雄
会 計 係 長 勝 家 和 代
教 頭 小 岩 井 高 徳
朝 日 村 上 條 靖 尚
教 育 委 員 会

事 務 局 次 長 山 名 博 夫
事 務 局 次 長 内 山 真 由 美
指 導 主 事 矢 口 哲 平
次 長 補 佐 伏 見 宏 美
次 長 補 佐 牧 垣 孝 一
次 長 補 佐 福 嶋 高 志
主 任 三 浦 佑 太
山 形 村 古 畑 佐 登 志
教 育 委 員 会

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉村幸代） これより令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は18名でありますので、定足数を超過しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

管理者から議案が6件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元にご配付申し上げてあります議事日程により進めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉村幸代） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第32条の規定により、議長において、2番羽多野美映議員、3番清澤あゆみ議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉村幸代） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期2月定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉村幸代） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部を改正する条例

◎議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例

◎議案第3号 令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）

◎議案第4号 令和8年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算

○議長（吉村幸代） 議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部を改正する条例、議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例、議案第3号 令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和8年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算の以上4件を一括上程いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

臥雲管理者。

○管理者（臥雲義尚） 令和8年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会を招集しましたところ、議員の皆様方にそろってご出席をいただいたことに厚く御礼を申し上げます。提案理由の説明に先立ちまして、所信を述べさせていただきます。

昨年日本経済は、世界経済の減速感が見られる中でありましても、緩やかな持ち直しの動きが続きました。消費者物価は引き続き上昇傾向にあります。賃金面では、賃上げの動きが広がり、家計を下支えする要素も見られました。他方、原油価格や食料価格をめぐる国際的な変動は企業活動や中小事業者の経営に影響を及ぼし、過度な円安が輸入コストの上昇をはじめ、経済運営上の課題を生じさせております。世界情勢に目を転じますと、主要国の金融政策や地政学的な緊張が依然として不透明感をもたらして、サプライチェーンの強靱化や気候変動対策への対応が各国共通の重要課題とあり続けております。

こうした変化は日本の地域経済や自治体の財政運営にも影響を与え、地方自治体には的確

な情勢把握と柔軟な政策対応が求められているところであります。

当組合をはじめ松本平の学校教育現場におきましては、中学部活動の地域クラブ活動への移行、部活動の地域展開が進められているところであります。今年度は、鉢盛モデルとして、鉢盛中学校内で活動できる地域クラブを創設するための準備を進めてまいりました。今月からは試行期間として既に6つのクラブによる休日活動が始まり、4月以降の本格実施に向けまして着実に歩みを進めているところでございます。

一方、昨年10月には、鉢盛中学校の3年生が地域経済の活性化を目指したプレミアム付商品券を独自に発行し、商品券を活用して地域の方々が買い物を楽しめるマルシェイベントをアイシティ21で開催いたしました。お金を地域内で循環させ、特色ある商品に触れてもらうことで地域の魅力発信につなげるという魅力的な取組であったと考えています。

今後とも、子供たちが生きた社会の中で主体的に学び、探究を深めていけるよう、学校、地域、行政が連携を一層強化しながら、よりよい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

提案した議案は、条例2件、予算2件であります。

初めに、議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部を改正する条例につきましては、部活動地域展開を見据え、使用できる学校施設にテニスコートを追加し、学校施設使用料の料金区分を1時間単位に変更するものであります。

次に、議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例につきましては、地方公務員法の規定に基づいて定めるものであります。

続いて、議案第3号 令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算(第1号)についてであります。

補正の主な内容としましては、令和7年度に更新を行った生徒1人1台端末等の契約差金を減額する一方で、国の補正予算に伴う事業として、トイレ大規模改造事業の工事請負費とその財源となる国庫支出金及び組合債を計上したことにより、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,338万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,276万円とするものであります。

トイレの大規模改造は、令和6年度から3か年をかけて実施してまいりまして、今年度は特別教室棟と柔剣道場の改修工事が完了しました。計画の最終年度であります令和8年度は管理棟の改修工事を実施いたします。

次に、議案第4号 令和8年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算についてであります。

組合の歳入は、大部分が地方交付税と構成市村の分担金で賄われていますが、今後の地方交付税による収入は先行きが不透明であります。今後も学校の施設や設備の経年劣化に伴う補修のほか、教育環境や情勢の変化に伴い、対応すべき需要の増大も予測されます。このような財政状況の中で、構成市村の財政負担の平準化を最大限考慮しながら、学校運営に必要な

な事業を厳選し、令和8年度当初予算の歳入歳出予算総額は前年度比1,650万円を増額し、2億588万円を計上するものであります。

主な事業としましては、普通教室棟のカーテンの更新、熱中症対策として、体育館と柔剣道場に導入する気化熱冷風機の購入に係る費用を計上し、生徒の安心・安全な教育環境の整備に取り組んでまいります。

以上4件についてご説明申し上げます。

それぞれ詳細については事務局から補足説明させますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（吉村幸代） 内山事務局次長。

なお、説明は着座のままで結構です。

○事務局次長（内山真由美） それでは、お許しをいただきましたので、着座のまま説明させていただきます。

議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は1ページをお願いいたします。

1の趣旨でございますが、使用施設の拡大及び使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の主な内容ですが、2点ございまして、1点目は、ソフトテニス部の地域クラブ化を見据え、使用できる学校施設にテニスコートを追加いたします。

2点目は、利用に即した区分とするため、料金区分を1時間単位に変更いたします。

3の松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部を改正する条例につきましては、別紙1をご覧ください。

なお、詳細につきましては、4の新旧対照表でご説明させていただきます。

別紙2の議案書の10ページをご覧ください。

10ページにあります別表の（1）と（2）についてご説明いたします。

改正前の施設利用では、いずれの時間帯でも使用料は一律ではありましたが、利用時間が統一されておりました。今回の改正により、料金区分を1時間単位に変更いたします。

改正前の照明利用料についても同様に、1時間単位に変更いたします。

議案書の1ページにお戻りいただきまして、5の施行日ですが、令和8年4月1日となります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例についてご説明いたします。

議案書は11ページをお願いいたします。

1の趣旨でございますが、地方公務員法第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものでございます。

これまでは県の条例を参考としておりましたが、組合として制定が必要と判断をして、新たに定めるものでございます。

2の制定内容ですが、松本市職員の職員団体の登録に関する条例を準用するものでございます。

3の松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例は、別紙1をご覧ください。

4の準用元となる松本市職員の職員団体の登録に関する条例は、別紙2のとおりとなります。

5の根拠法令となる地方公務員法は、別紙3をご覧ください。

6の施行日ですが、公布の日となります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案の21ページをお願いいたします。

議案第3号 令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

これからご説明する金額につきましては、1,000円未満を切り捨てて万円単位といたします。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ5,338万円を追加し、予算総額を2億4,276万円とし、第2条で繰越明許が必要となった経費を計上し、第3条で地方債を追加するものでございます。

議案書の22ページ、23ページをお願いいたします。

補正予算の全体をお示しをしております。今回の補正は、第1表のとおり、歳入歳出それぞれ5,338万円を増額し、予算総額を2億4,276万円とするものでございます。

第2表では、国の補正予算において公立学校施設整備費が計上されたことから、令和8年度に予算計上する予定でありましたトイレの改修工事を1年前倒しをしまして、表のとおり4,806万円繰り越すこととし、繰越明許費を計上しております。

第3条では、先ほど申し上げましたトイレ大規模改造事業に伴う地方債補正として、新たに4,020万円を追加するものでございます。

25ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

補正の主な内容につきましては、議案書の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。26ページ、27ページをお願いいたします。

歳入の補正内容ですが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目組合分担金は、表の3列目、補正額の欄のとおり534万円の減となります。

内訳は、その下の別表1、維持経営費分担金の計の行をご覧ください。右側のページの調整前欄の朝日村に一括交付されます交付税5,378万円に対し、交付税の決定額はその右の調整額の交付税欄にありますように5,484万円で、差額は、右端、調整見込額の交付税欄にありますように106万円の増となります。

また、交付税を除いた維持経営費が調整前の分担金欄の計1億1,612万円から調整後の分担金欄の計1億839万円になることから、左ページ、調整後の令和7年5月1日の生徒数で再度案分をし、調整するものでございます。

増減額は、表の一番右の調整見込額計の欄の市村の行にお示しのとおりでございます。

次に、別表2、学校経費負担金は、右側のページの調整前欄の朝日村に一括交付されます交付税217万円に対し、交付税の決定額は、その右の調整後の交付税欄にありますように251万円で、右端、調整見込額の交付税欄にありますように33万円の増となります。

また、交付税を除いた学校建築費は、調整前の分担金欄の計1,313万円から調整後の分担金欄の計1,412万円の増額となることから、左ページ、調整後の令和7年5月の戸数で再度案分をし、調整するものでございます。

増減額は、表の一番右の調整見込額計の欄の各市村の行にお示しのとおりでございます。

次に、3款国庫支出金は、先ほどもご説明させていただきましたが、公立学校施設整備費が計上されたことから、学校施設環境改善交付金の追加により741万円を増額するものでございます。

次に、4款県支出金ですが、地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金の追加等により368万円の増額をするものでございます。

また、6款繰越金については、繰越金額の確定により743万円を追加するものでございます。

次に、8款組合債は、補正予算債の4,020万円を追加するものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

こちらは歳出です。

3款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額の列143万円の増は、右のページの説明欄1つ目の白丸、人件費の給与改定等に伴う増額でございます。

2項中学校費、1目学校管理費は、補正額の欄226万円を追加するもので、主な内容は右ページの説明欄をご覧ください。

1つ目の白丸、人件費は、給与改定に伴う追加等、128万円の増額でございます。

次に、1つ目の白丸、一般管理費は39万円の減ですが、主に1人1台端末貸借の契約差金等による減でございます。

続いて、3つ目の白丸、要保護・準要保護生徒就学援助費90万円の増は、支給人数が6名増加し、52名になったこと等によるものです。

次に、4つ目の白丸、特別支援教育就学奨励事業53万円の増は、支給人数が7名増の18名

になったこと等によるものでございます。

続きまして、5つ目の白丸、コミュニティスクール事業費4万円の減は、当初予定をしていた大豆加工の授業が実施できず、皆減をしたものでございます。

次に、6つ目の白丸、中学校営繕費32万円の減は、当初予定していたプールろ過器の五方弁取替え工事が不要となったため、皆減したものでございます。

最後に、7つ目の白丸、負担金30万円の増ですが、米価等の高騰に伴う学校給食費賄材料補助の増等によるものです。

30ページ、31ページをお願いいたします。

続きまして、2目教育振興費は、補正額の欄3万円を減とするものでございます。こちらは、人権教育副読本の購入を予定しておりましたが、令和8年度に改訂されることが判明したため、購入を延期したことに伴い、皆減となりました。

続きまして、3目学校施設費は、補正額の欄4,810万円を増額するもので、国の補正予算に伴う事業として、説明欄の1つ目の白丸、トイレ大規模改造事業等を計上するものでございます。

4款公債費は71万円を増額するもので、令和7年度に実施した特別教室棟、柔剣道場のトイレ大規模改造事業に係る地方債の償還金の増によるものでございます。

5款予備費は100万円を増額するものでございます。

32ページをお願いいたします。

1、一般職（会計年度任用職員以外の職員）は、正規職員の職員数及び給与費の補正内容をお示ししたものでございます。人数に変更はございませんが、給料26万円の増、職員手当34万円の増、共済費8万円の増となっております。

33ページをお願いいたします。

2、会計年度任用職員は、会計年度任用職員の職員数及び給与費の補正内容をお示ししたものでございます。人数に変更はございませんが、報酬125万円の増、職員手当66万円の増、共済費2万円の増となっております。

34ページをお願いいたします。

附表2、繰越明許費では、国の補正予算に伴い4,806万円の繰越しを計上するものでございます。

附表3は、地方債に関する調書となります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第4号 令和8年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算についてご説明をいたします。

令和8年度当初予算でございますが、第1条のとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億588万円とするもので、前年度対比で1,650万円の増となっております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

ここで、1点修正をお願いしたい点がございまして、37ページにございます年度が令和7年度となっております。大変申し訳ございません。こちらの年度、令和8年度になっております。

記載の予算額につきましては、表示は1,000円単位でございまして、説明は1,000円以下を切り捨てて万円単位でお伝えをいたします。よろしくお願いいたします。

当初予算の全体をお示ししてございます。

予算の総額については、先ほど申し上げたとおりでございまして。

38、39ページをお願いいたします。

歳入の主なものをご説明いたします。

38ページ左上、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目組合分担金は、本年度欄1億9,793万円で、前年度比1,271万円の増となっております。このうち右側のページ、維持経営費分担金は1億7,767万円となっております。

右ページの説明欄の表中、朝日村に一括算入される交付税につきましては5,536万円を見込み、その右の分担金欄のとおり、交付税を除いた1億2,230万円を令和8年5月1日見込み生徒数で案分をし、各市村にご負担をお願いするものでございます。

また、その下、学校建築費分担金は2,026万円で、右ページの説明欄の表中、朝日村に一括算入される交付税分は251万円を見込み、その右の分担金欄のとおり、交付税を除いた学校施設費及び公債費の一般財源相当額1,775万円を令和7年12月1日現在の戸数で案分をし、各市村からご負担をいただくものでございます。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目組合負担金は14万円を見込んでおります。

38ページ中ほどの3款国庫支出金は、特別支援教育就学奨励費補助金65万円を見込んでおります。

4款県支出金、1項県補助金、1目教育費県補助金は87万円を見込んでおります。こちらは、部活動指導員の報酬に充当するもので、補助率は、国・県合わせて3分の2となっております。

4款県支出金、2項県委託金、1目教育費県委託金は394万円を見込んでおります。こちらは、部活動地域移行に関するもので、補助率は、国・県合わせて3分の2となっております。

5款財産収入ですが、教職員住宅の貸付収入33万円を見込んでおります。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

歳出の基礎となります学級数は、35人定員とした場合の普通学級が10学級で、前年度比1学級の減、特別支援学級は前年度と同数の5学級で、計15学級、生徒数の見込みは前年度から38人減の359人で算定を行っております。

上から、1款議会費は、本年度予算額40万円で、前年度と同額であります。

続きまして、2款総務費は14万円で、前年度と同額であります。

左下、3款教育費は1億8,732万円で、前年度比1,397万円の増となっております。1項教育総務費は3,767万円で、前年度比386万円の増となっております。

主な内容ですが、41ページの説明欄をご覧ください。

一番下の白丸、人件費2,880万円は、人事院勧告による職員の給料改定等の増により、前年度比217万円の増となっております。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

最初の白丸、一般管理費ですが、上から1つ目の黒ポツ、事務費等は、部活動指導員2名が補助対象となる配置年数を超過したため、地域アスリートに切り替えることに伴う報償費増などにより、前年度比90万円の増となっております。

2つ目の白丸、部活動地域移行事業ですが、1つ目の黒ポツ、事務費等の使用料は、鉢盛クラブで使用する連絡アプリの使用料を44万円で計上しております。

2つ目の黒ポツ、委託料は、地域クラブ連絡事務局の委託料として549万円を計上しております。

続きまして、2項中学校費は1億4,965万円で、前年度比1,011万円の増となっております。

1目学校管理費は1億4,612万円で、前年度比769万円の増となっております。

主な内容としまして、説明欄1つ目の白丸、人件費4,049万円は、人事院勧告による職員の給料改定等の増により、前年度比201万円の増となっております。

2つ目の白丸、一般管理費4,331万円は、前年度から3,212万円の減となっており、主な要因は、教科書改訂に伴う教師用教科書、教師用指導書の減などでございます。また、ICTに関する予算を後ほどご説明いたします学校教育情報化推進事業費に集約したことに伴い、修繕料等が減となっております。

続きまして、44ページ、45ページをお願いいたします。

説明欄1つ目の白丸、事業用校用備品充実整備1,336万円は、前年度比1,119万円の増で、除雪機、体育館スクリーン、体育館と柔剣道場に配置する気化熱冷風機の購入によるものでございます。

2つ目の白丸、特別支援教育就学奨励事業費は143万円で、前年度比44万円の増、対象者の見込み数の増によるものでございます。また、要保護・準要保護生徒就学援助事業費は、令和8年度より認定支給等の事務を構成市村へ移管することに伴い、皆減となっております。

6つ目の白丸、中学校営繕費は、グラウンド排水路補強工事など520万円を計上しております。

8つ目の白丸、学校給食管理運営費359万円は、前年度比184万円の増で、調理用回転釜の購入によるものでございます。

9つ目の白丸、学校教育情報化推進事業費2,736万円は、ICTに関わる予算を一般管理

費から組み替えたものでございます。主に、1人1台端末貸借、端末の修繕、ネットワークの保守等に関する経費を計上しております。

10番目の白丸、負担金は771万円を計上いたしました。これは、主な内容としては、給食費の保護者負担額を据え置くための補助費用として計上しております。

46ページ、47ページをお願いいたします。

2目教育振興費は29万円で、前年度と同額となっております。こちらは、人権教育副読本の購入に関わる経費を計上しております。

3目学校施設費は324万円で、前年度比242万円の増となっております。主な内容ですが、給食棟の屋根塗装等の工事の工事請負費を計上しております。今回の工事により、令和2年度から実施をしておりました校舎屋根塗装事業は完了いたします。また、令和7年度からの繰越し事業であります管理棟のトイレ大規模改造事業の工事監理手数料を計上しております。

4款公債費は1,702万円で、前年度比253万円の増となっております。主な要因ですが、令和7年度に実施をしました特別教室棟、柔剣道場のトイレ大規模改造事業費の地方債の償還金を計上したことによるものでございます。

5款予備費は、前年度と同額の100万円を計上しております。

48ページをお願いいたします。

このページから51ページまでは、附表1、給与費明細書でございます。

48ページの1、特別職につきましては、表の一番下の比較欄のとおりでございますが、その他の特別職について、前年度比7万円の減となっております。

その下の2、一般職（会計年度任用職員以外の職員）、（1）総括の表の職員数の本年度の欄は、事務局職員1名、栄養士1名の計2名となっております。

少しページが飛びまして、51ページをお願いいたします。

3の会計年度任用職員、（1）総括の表の職員数、本年度の欄は、パートタイム会計年度任用職員25名となっております。会計年度任用職員の職員手当は1,024万円を計上しております。

次に、52ページをお願いいたします。

附表2として、債務負担行為に関する調書でございます。

表の1番上は、空調設備整備事業として、限度額1億3,543万円、令和7年度までの支出額4,853万円、令和8年度以降の支出予定額8,690万円としております。

次に、空調設備整備事業（第2期分）として、限度額7,920万円、令和7年度までの支出額3,201万円、令和8年度以降の支出予定額4,719万円としております。

次に、ICT支援・アカウント管理業務委託料として、限度額971万円、令和7年度までの支出額395万円、令和8年度の支出予定額576万円としております。

次に、校務用印刷機器使用料ですが、こちらは、昨年度、スマート印刷機使用料と記載しておりましたが、契約件名の変更に伴いまして、名称を変更しております。令和7年度まで

の支出はございませんので、令和8年度以降の支出予定額284万円としております。

最後に、新たにLED照明器具借上料として、限度額3,929万円、令和7年度までの支出はございませんので、令和8年度以降の支出予定額3,929万円としております。

最後に、附表3の地方債に関する調書をご覧ください。

表の右端、令和8年度末の本組合の借入金残高は1億5,615万円となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○議長（吉村幸代） ただいま理事者から上程議案に対する説明がありました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありますか。

塩原議員。

○16番（塩原資史） 8年度一般会計予算について、1点お聞きをしたいのですが。38、39ページの国庫支出金の欄の説明欄ですが、中学校費委託金394万円というのがございます。その説明欄で、地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金で、対象経費が591万三千何かがしというようになっています。歳出の関係で、42、43ページのところですが、説明欄の2つ目の白丸、部活動地域移行事業が補助対象になっていると思うのですが、使用料44万円と業務委託料549万円、足し算すると593万円で、歳入の関係の対象経費と合わないんですが、いわゆる対象経費が合わないんですが、これは補助対象外も入っているんですか。そこをお聞きしたい。

○議長（吉村幸代） 内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） ご質問ありがとうございます。

当初予算の歳出に関しては万円単位で切り上げて計上しておりますので、歳入と合っていないというような状況です。

補助対象外は含まれておりません。

○議長（吉村幸代） 塩原議員。

○16番（塩原資史） そうすると、全額補助対象ということでいいですか。事務費といわゆる使用料と委託の関係は全額国庫補助対象ということですか。

○議長（吉村幸代） 内山次長。

○事務局次長（内山真由美） 全て補助対象経費ということですか。

○16番（塩原資史） 分かりました。

数字がちよっと合わなかったものですかからお聞きをしました。ありがとうございました。

○議長（吉村幸代） ほかにいかがでしょうか。

羽多野議員。

○2番（羽多野美映） 2番、羽多野美映です。

29ページをまずお願いします。

コミュニティスクール事業費の大豆加工ができなかったということで減額になっています。できなかった理由を教えてくださいというのと、その次の白丸の営繕費の中で、プールの弁が工事不要になったというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、不要になった理由というのを教えてくださいたいです。お願いします。

○議長（吉村幸代） 内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） まず、大豆加工につきましては、畑の調子が悪く、今回その事業ができなかったのが皆減したということになります。

2つ目が、プールのろ過器の修繕ですけれども、当初予算、昨年度計上したときは、具合が悪いということで営繕費を計上いたしました。その後、ろ過器の点検を行ったところ、特に不備がなく動いたということで、修繕費を皆減したということになります。

○議長（吉村幸代） 羽多野議員。

○2番（羽多野美映） 弁については承知しました。

大豆加工ができなかった点については、加工に係る費用ということでしょうか。大豆は、一応作ることはしたということですか。

○議長（吉村幸代） 藤松学校長。

○中学校長（藤松隆雄） お答えいたします。

大豆は作っていません。

○議長（吉村幸代） 羽多野議員。

○2番（羽多野美映） それでは、もう1点、43ページです。

部活動地域移行事業のところのアプリの使用料ということで提示をされていますけれども、これは、誰がどういうふうに使っているものとしてアプリを利用しているのかというのを詳しく知りたいので、教えてください。

○議長（吉村幸代） 小西事務局次長。

○事務局次長（小西えみ） お答えいたします。

アプリにつきましては来年度からということになりますけれども、保護者と指導者の間でアプリを使用するということになります。

○議長（吉村幸代） 羽多野議員。

○2番（羽多野美映） そうすると、保護者の指導者の間で連絡として使うアプリ、子供たちはそのアプリは使わない。

○議長（吉村幸代） 小西事務局次長。

○事務局次長（小西えみ） 保護者と指導者の間の連絡ということで、子供は使用しない。

○議長（吉村幸代） よろしいですか。

ほかに質疑、いかがでしょうか。

古池議員。

○5番（古池美佐江） 中学校の条例の一部を改正する条例の中で、テニスコートが入ったりとかして、ちょっとお聞きしたいんですけども、柔剣道場などが単位当たり100円とかとなっています。それで、照明について、体育館及び柔剣道場については照明をいただくということなんですけれども、この使用する時間と見ると、午前5時から午後9時までで、テニスコートもそのようになっています。夕方から使うと、外は暗いと思うのですが、外の運動場とかテニスコートというのは照明器具とかは関係なく、照明の代金みたいのは頂かなくてよろしいのでしょうか。

○議長（吉村幸代） 内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） テニスコートやグラウンドには照明がありませんので、照明代は発生しないです。

○議長（吉村幸代） 古池議員。

○5番（古池美佐江） では、照明がなくても夜は使える明るさがあるということですか。

○議長（吉村幸代） 内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） もし、その暗い時間帯にお使いになりたいというご希望があれば、利用する団体で何か明るくするような物を持ち込んでいただいてというようなことになるかと思います。

○議長（吉村幸代） 古池議員。

○5番（古池美佐江） では、自分たちで用意をして使うということで、貸出しをしているということですか。

暗ければ危なくてその時間帯は使えないと思うので、夜もこのように設定しているならば、照明器具は必要なのではないかと思います。そこのところが合点がいかないの、また検討いただきたいと思います。

○議長（吉村幸代） ほかに質疑はいかがでしょうか。

塩原議員。

○16番（塩原資史） 条例第2号の関係ですが、改正する趣旨は書いてございますが、今までの対応というのはどのようなようになっていますか。

○議長（吉村幸代） 内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） 今までは条例がなかったので、県の条例を準用しておりました。

○議長（吉村幸代） 塩原議員。

○16番（塩原資史） 県の条例を準用していたということですが、それで事は足りなかったということなんですか。

○議長（吉村幸代） 内山事務局次長。

○事務局次長（内山真由美） ほかの組合でも独自で制定されているというような例がありましたので、組合でも必要という判断をしました。特に事が足りないということではなく、ほかの組合を参考にしたということです。

○議長（吉村幸代） 塩原議員。

○16番（塩原資史） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（吉村幸代） ほかにいかがでしょうか。

質疑はよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（吉村幸代） それでは、ないようですので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し、意見のある方の発言を求めます。

ご意見はいかがでしょうか。

古池議員。

○5番（古池美佐江） 先ほど照明についてご意見を申し上げましたけれども、夜の貸出しということについては、お考えいただかなければいけない。危険性はもちろんですが、自分たちで照明を使ってまでグラウンドやテニスコートはお使いにならないんじゃないかと私は思っているのですがその点について、今後どのようにお考えいただくのか教えていただきたい。

○議長（吉村幸代） 臥雲管理者。

○管理者（臥雲義尚） 今回のテニスコートの活用の開放は、中学部活の地域移行、地域クラブの活動を念頭に行っているものでございます。そして、テニスを指導する団体が責任を持って使用するのであれば、形の上では、午前5時から午後9時まで可能ということで、このような整理をしたものと私としては理解をしております。

今後、実際に運用をしていく中で、何か課題や問題点があれば、それに対して必要な対応を検討することはあり得ると思っております。

○議長（吉村幸代） 古池議員。

○5番（古池美佐江） では、地域移行にするのでということですので、あまり夜使うということは想定していないということでしょうか。

中学生でしたら、土曜日、日曜日と地域移行で使うので、例えば時刻を日没までというふうにすれば、照明がなくても使える気がします。来年1年様子を見ていただいて、時間設定などの改正の必要性を検討していただければと思います。要望です。

○議長（吉村幸代） ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（吉村幸代） ほかに質疑はないようですので、これより採決いたします。

最初に、議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉村幸代） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職員団体の登録に関する条例について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉村幸代) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号 令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算(第1号)について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉村幸代) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号 令和8年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉村幸代) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

◎議案第5号 監査委員の選任について

◎議案第6号 公平委員会委員の選任について

○議長(吉村幸代) 日程第4、議案第5号 監査委員の選任について、議案第6号 公平委員会委員の選任についての以上2件を一括上程いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

臥雲管理者。

○管理者(臥雲義尚) ただいま上程されました議案第5号、第6号について、提案説明を申し上げます。

初めに、議案第5号 監査委員の選任についてであります。

山形村の大池俊子監査委員の任期が任期満了となりますことから、後任として引き続き大池俊子氏を選任したいと考え、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第6号 公平委員会委員の選任についてであります。

山形村の山口隆也委員の任期満了に伴いまして、その後任として山形村の根橋範男氏を選任したいと考え、議会の同意を求めるものであります。

以上2件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉村幸代) ただいま理事者から上程議案に対する説明がありました。

お諮りいたします。

ただいま上程されました人事案件2件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉村幸代） ご異議なしと認め、採決いたします。

これより議案第5号及び議案第6号について、一括採決いたします。

議案第5号 監査委員の選任について、議案第6号 公平委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉村幸代） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号及び第6号はこれに同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（吉村幸代） 日程第5として総括質疑を予定しておりましたが、指定された締切りまでに発言通告がありませんでしたので、以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、本会議を終了いたします。

地方自治法第123条第2項の規定より、ここに署名する。

令和8年2月12日

議 長 吉 村 幸 代

署名議員 羽 多 野 美 映

署名議員 清 澤 あ ゆ み